

資料 4

「(次期)北九州市障害者支援計画」の策定について

北九州市保健福祉局

「(次期)北九州市障害者支援計画」の策定について

1 経緯

本市では、現行の「北九州市障害者支援計画」で基本理念「障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり」を定め、障害福祉施策の推進に取り組んできた。

平成30年度に策定した現行計画が令和5年度で終了することから、内閣府が策定した「第5次障害者基本計画」及び厚生労働省が策定した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」をもとに、北九州市の実情を反映させた新たな計画を策定することとしている。

策定にあたっては、「北九州市障害児・者等実態調査（令和4年度）」の調査結果、「北九州市障害者施策推進協議会」（付属機関）等での議論を基本に、その他の各協議会や障害者団体等、議会、市民の意見を聞きながら検討を進めることとしている。

また、新たな計画をより良いものとするため、市民や事業者等から意見を聴取するパブリックコメントを実施する。

2 計画の位置づけ

「北九州市障害者支援計画」は、「北九州市障害者計画」及び「北九州市障害福祉計画」、「北九州市障害児福祉計画」の3つの計画を包含した計画として策定する。

「北九州市障害者計画」は障害者基本法に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、「北九州市障害福祉計画」と「北九州市障害児福祉計画」は障害者総合支援法と児童福祉法に基づき（障害のある子どもを含めた）障害のある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等の提供体制などを盛り込んだ計画である。

また、この計画は、現在策定中の本市の基本構想・基本計画に基づく分野別計画として位置づけられ、本計画の推進にあたっては、北九州市地域福祉計画などの各分野別計画と相互に連携を図り、各施策を推進する。

3 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)まで(6年間)

4 今後のスケジュールについて(予定)

令和5年12月14日 常任委員会に素案の策定、市民意見の募集の報告

令和5年12月20日から令和6年1月19日

市民意見募集(1ヶ月間)

令和6年 2月 常任委員会でパブリックコメント結果、最終案を報告

3月 「北九州市障害者支援計画」策定

北九州市障害者支援計画

(令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))

～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

素案

概要版

令和5年12月

北九州市

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】の策定について

平成30年3月に策定した「北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）」が今年度で終了することから、令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）を計画期間とする次期の「北九州市障害者支援計画」を策定するもの。

1 計画の主旨

(次期)北九州市障害者支援計画 (①+②+③)	
○ 「①市町村障害者計画」と「②市町村障害福祉計画」及び「③市町村障害児福祉計画」を包含	
① 北九州市 障害者計画	
○ 計画期間：令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）	
○ 障害者基本法に基づく本市の将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般（福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等）について幅広い分野の事項を規定	
② 北九州市 障害福祉計画	連 携
○ 第7期 令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）	
○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制等を規定	
③ 北九州市 障害児福祉計画	
○ 第3期 令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）	
○ 児童福祉法に基づく障害児の支援の提供体制等を規定	

2 計画策定の手続き

- (1) 策定にあたっては、内閣府が策定した「第5次障害者基本計画」及び厚生労働省が策定した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」をもとに、北九州市の実情を反映させたものとする。
- (2) 「北九州市障害児・者等実態調査（令和4年度）」の調査結果、「北九州市障害者施策推進協議会」（付属機関）等での議論を基本に、その他の各協議会や障害者団体等、議会、市民の意見を聞きながら検討を進め、計画を作成する。

<北九州市障害児・者等実態調査(令和4年度実施)の主な結果と課題>

「身体障害のある人」「知的障害のある人」「精神障害のある人」「障害のある子ども」「発達障害のある人」「難病患者」を対象としたアンケート調査実施(矢印(⇒)は結果から見えてきた課題)

(1) 暮らしの状況 ⇒介護者の高齢化、社会参加の機会の減少

○同居の状況 家族と同居 5割以上

○介護者の年齢(60歳以上)

「知的」7割 「身体」6割 「精神」「難病」5割

○新型コロナウイルス感染症の影響 人との交流、社会参加の機会が減った

(2) 障害福祉サービス等の利用について ⇒サービス利用者の増加

○ほとんどのサービスで、「今後、利用したい」と回答した人の割合が「利用中」と回答した人の割合を上回る

(3) 収入の状況 ⇒収入の少ない人が多い(特に発達、知的、精神)

○月の収入額(10万円未満)

「発達」8割 「知的」7割 「精神」6割 「身体」4割 「難病」4割

(4) 仕事について ⇒身体・難病以外は正規雇用の割合が低く、精神は短期就労の割合が高い

○就労中 「身体」4割 「知的」「精神」「発達」「難病」5割

○就労中の人のうち正規雇用の割合

「身体」4割 「知的」1割 「精神」1割 「発達」2割 「難病」4割

○就労中の人のおよぼす就労時間(20時間未満)

「身体」3割 「知的」4割 「精神」6割 「発達」1割 「難病」2割

(5) 災害時の対応について

○災害情報の入手方法(最も多い手法) ⇒情報入手はテレビ・ラジオが主体

・テレビ・ラジオ 「身体」「難病」8割 「精神」7割

・家族や友人、近所の人 「知的」6割 「子ども」8割

○避難場所の認知度 ⇒約半数の人は避難場所を認知していない

「身体」6割 「知的」4割 「精神」5割 「子ども」5割 「発達」6割 「難病」6割

○単独避難ができない ⇒身体、精神、難病の人は避難時の支援が必要

「身体」4割 「知的」2割 「精神」5割 「子ども」1割 「発達」2割 「難病」6割

(6) 障害のある人の人権や差別問題について

○差別を受けたり、いやな思いをしたことがある ⇒約半数は差別等を受けた経験がある

「身体」4割 「知的」5割 「精神」5割 「子ども」6割 「発達」6割 「難病」3割

○差別解消のための必要な取組(学校の授業などで福祉の学習をする) ⇒学校での授業が必要

「身体」4割 「知的」4割 「精神」4割 「子ども」7割 「発達」6割 「難病」4割

○障害者差別解消法や条例の認知度 ⇒差別解消に関する法令の認知度はまだまだ低い
障害種別に関わらず7~8割が「知らない」

北九州市障害者支援計画の全体概要

(①障害者計画及び②障害福祉計画・③障害児福祉計画を包含)

スローガン：～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

① 北九州市障害者計画 (計画期間：令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))※ 障害者基本法(内閣府所管)

●障害のある人に係る施策(生活支援、保健・医療、教育、就労、安全安心等)を総合的に推進するための基本計画



② 第7期北九州市障害福祉計画

③ 第3期北九州市障害児福祉計画

(計画期間：令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法(厚生労働省所管)

● 障害のある人や子どもの地域生活を支援するために必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画

【基本理念】	【社会情勢の変化】	【横断的視点】	【基本目標】と【分野】	【施策の方向性】	
<p>障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり</p> <p>障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現</p>	<p>3 2 1 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続</p> <p>1 感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応</p> <p>2 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)</p>	<p>5 4 3 2 1</p> <p>1 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進</p> <p>2 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援(生涯を通じた切れ目のない支援)</p> <p>3 障害特性等に配慮したきめ細かい支援(一人ひとりに応じた個別的な支援)</p> <p>4 障害のある女性をはじめ、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取組みの推進</p> <p>5 計画的かつ実効性のある取組みの推進</p>	<p>基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現</p> <p>【分野1】差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止</p> <p>【分野2】情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)</p> <p>【分野3】生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり)</p> <p>【分野4】安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護)</p> <p>基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備</p> <p>【分野5】自立した生活の支援や意思決定支援の推進(地域包括ケアシステムの構築)</p> <p>【分野6】保健・医療の推進</p> <p>基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援</p> <p>【分野7】教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進)</p> <p>【分野8】就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進</p> <p>【分野9】芸術文化活動・スポーツ等の振興</p>	<p>【分野1】 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進、虐待の防止 (3) 行政等における配慮の充実 (4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進 (5) ボランティア活動等の推進</p> <p>【分野2】 (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 行政情報のアクセシビリティの向上</p> <p>【分野3】 (1) 住まい・住環境の整備 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進 (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進</p> <p>【分野4】 (1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護</p> <p>【分野5】 (1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等 (2) 意思決定支援の推進 (3) 相談支援体制の充実 (4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実 (5) 障害のある子どもに対する支援の充実 (6) 障害福祉を支える人材の育成・支援</p> <p>【分野6】 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (4) 難病に関する保健・医療施策の推進 (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見</p> <p>【分野7】 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における支援の推進 (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援</p> <p>【分野8】 (1) 総合的な就労支援 (2) 障害者雇用の促進 (3) 障害特性に応じた就労支援 (4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援 (5) 経済的支援の推進</p> <p>【分野9】 (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる社会環境の整備 (3) 多様な生涯学習の充実</p>	<p>1 障害福祉サービス等の提供により実現を目指す共生社会の姿(成果目標)</p> <p>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化</p> <p>2 成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み(活動指標)</p> <p>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ①訪問系サービス ②日中活動系サービス ③自立生活援助・共同生活援助・施設入所援助 ④相談支援</p> <p>(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 ①基幹相談支援センターの設置 ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 ③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善</p> <p>(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 (8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化</p> <p>3 成果目標に資するよう地域の実状に応じて実施する地域生活支援事業に関する事項(障害者・障害児に対する事業)</p> <p>【必須事業】 相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業 等</p> <p>【任意事業】 日常生活支援事業、社会参加支援事業</p>

① 北九州市障害者計画のポイント

スローガン (新規設定)

～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

(説明) これまでの障害福祉サービスの提供や障害者差別の解消に向けた取組みの推進に加え、「生活を楽しむ(生活の質の向上)に繋げるには」という視点を持って各施策を推進していく。

1 基本理念 (継承)

障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり

～障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現～

2 社会情勢の変化 (新規設定)

- (1) 感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応
- (2) 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)
- (3) 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続

3 横断的視点 (一部追加※下線部)

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進
- (2) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援(生涯を通じた切れ目のない支援)
- (3) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援(一人ひとりに応じた個別的な支援)
- (4) 障害のある女性をはじめ、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取組みの推進
- (5) 計画的かつ実効性のある取組みの推進

4 基本目標と分野 (基本目標、分野の見直し)

- (1) **基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現** (現行計画：基本目標Ⅲ)
 - 【分野1】 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止 (現行計画：分野10・11)
 - 【分野2】 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実) (現行計画：分野8)
 - 【分野3】 生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり) (現行計画：分野7)
 - 【分野4】 安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護) (現行計画：分野9)
- (2) **基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備** (現行計画：基本目標Ⅰ)
 - 【分野5】 自立した生活の支援や意思決定支援の推進(地域包括ケアシステムの構築) (現行計画：分野1・3)
 - 【分野6】 保健・医療の推進 (現行計画：分野2)
- (3) **基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援** (現行計画：基本目標Ⅱ)
 - 【分野7】 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進) (現行計画：分野4)
 - 【分野8】 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進 (現行計画：分野5)
 - 【分野9】 芸術文化活動・スポーツ等の振興 (現行計画：分野6)